



2018年5月21日

各 位

会 社 名 ユ ニ チ カ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 注 連 浩 行
(コード番号 3103 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 杉 澤 滋
(TEL 06-6281-5695)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月28日開催予定の第208回定時株主総会に、定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

発行済のA種種類株式及びB種種類株式について、当社の判断でより機動的かつ柔軟に種類株式を取得できるようにすることを目的として、金銭を対価とする取得条項の規定において、各種類株式の一部の取得についても可能とする内容に変更するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は添付のとおりであります。

なお、定款変更につきましては、A種種類株主及びB種種類株主の同意が得られることを条件としております。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2018年6月28日(予定)

以 上

新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第13条の2 (A種種類株式)</p> <p>本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式について発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>第13条の3 (B種種類株式)</p> <p>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条</p>	<p>第13条の2 (A種種類株式)</p> <p>本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、A種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式について発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。<u>なお、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>第13条の3 (B種種類株式)</p> <p>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日(以下、本条</p>

現行定款	変更案
<p>において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>7. (条文省略)</p>	<p>において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部<u>又は一部</u>を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。<u>なお、B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>7. (現行どおり)</p>